

平成 29 年度 事業計画書

社会福祉法人 清水町社会福祉協議会

平成 29 年度 清水町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

人口減少や少子高齢化により福祉ニーズが増大していることから、国では 2020 年を見据えて、持続可能な社会保障制度の改革を進めています。

一方、地域社会をみると、核家族化の進展、人と人とのつながりの希薄化、相互扶助体制の弱体化はもとより、持ち直しつつあるというが実感のない経済情勢等により、格差・貧困・虐待・DV、孤立化、自死等といった深刻な福祉課題や生活課題が顕著になっており、私たちが地域で安心して暮らすことが出来るような、セーフティネットの充実が求められており、福祉・保健・医療等の様々な資源を活用した地域包括ケアシステムの構築が急務となっております。

私たち社会福祉協議会の役割は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように福祉のまちづくりを進め、制度の狭間にある人や、制度だけでは生活が成り立たない人たちや世帯を支援していくことにあります。

本会では、地域福祉を推進する機関として、第 4 次清水町社協地域福祉活動計画の基本理念に基づき、清水町をはじめ、関係機関・団体との一層の連携のもと、福祉サービスの質の向上と住民主体の福祉のまちづくりを推進します。

第 4 次清水町社協地域福祉活動計画の基本理念

基本理念

“であい” “ふれあい” “ささえあい” の
福祉のまちづくり

～みんなで支え合い笑顔で住み続けたくなる地域をめざして～

2. 重点項目

◎ 新しくなった福祉センターの有効活用

平成 28 年度中は、福祉センター大規模改修工事のため、町民の皆様方には大変ご迷惑をお掛け致しましたが、リニューアルされた福祉センターは、相談室や会議室を増設し、相談業務等を充実するとともに、喫茶「せせらぎ」もスペースを拡大し、オープンテラスも利用できるようになりました。

また、デイサービスあとのスペースは、「居場所づくり事業」として活用し、健康体操教室や趣味の会などに利用していただく予定となっております。

新しくなった福祉センターが、町民の皆様にも有効に活用され、使い易いと言われるよう努力して参ります。

3. 実施事業

1 法人本部

(1) 法人運営事業

①経営組織のガバナンスの強化

- ・理事会・評議員会の開催及び機能強化
- ・苦情解決窓口、第三者委員の設置

②財務規律の強化

- ・余裕財産を明確にし、社会福祉充実資産が発生する場合は、社会福祉充実計画を作成し、福祉サービスへの再投下を行う。

③事業運営の透明性の向上

- ・インターネットを通じて現況報告書、計算書類、定款、役員報酬基準、役員報酬総額、利害関係者との取引を公表する。

④経理、給与、人事等事務の効率化

⑤社協会費・日赤社資・共同募金等収納事務の強化

⑥生活福祉資金貸付事業（静岡県社協受託事業）

- ・低所得世帯に対する経済的な自立を目的とした、生業資金や修学資金等の貸付及び償還指導を実施する。

(2) 地域福祉活動推進事業

①地域福祉活動計画

- ・地域福祉活動計画を推進する。

②福祉教育・ボランティア事業

- ・地域支援員（見守りボランティア）の育成・支援
- ・ボランティア団体への助成・支援
- ・小・中学生を対象とした夏休み福祉体験講座の開催

③貸付事業（小口資金貸付金）

- ・緊急又は不時の出費を要する生活困窮者へ貸付を実施

④手話通訳者派遣事業（清水町受託事業）

- ・聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者が、健聴者との意思の疎通を図る上で支障がある場合に手話通訳者を派遣し、意思伝達の手段を確保することにより、聴覚障害者等の福祉の増進に資することを目的に実施する。

⑤要約筆記者派遣事業（清水町受託事業）

- ・聴覚障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため要約筆記者を派遣する事業を実施する。

(3) 在宅福祉推進事業

①日常生活自立支援事業（静岡県社協受託事業）

- ・判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、重要書類の保管等を行う。

②生活困窮者自立促進支援事業（静岡県受託事業）

- ・経済的な問題を抱えた人や長期失業者、ひきこもりなど、生活保護に至る前の生活困窮者を対象とした相談に応じ、支援プランを作成して包括的・継続的な支援を行う。

③福祉総合相談

- ・日常生活の困りごとなど、総合的な相談窓口を開設する。

- (4) 福祉団体事業
・団体活動補助金交付（7団体）

(5) 共同募金配分金事業

①福祉啓発・住民参加促進事業

i 清水町ふれあい広場

- ・卸団地展示場を中心に町内の福祉団体やボランティアなど福祉関係者が一堂に会し、ふれあい広場を開催する。（11月中旬）

ii 清水町社会福祉大会

- ・福祉功労者の顕彰と記念講演の開催（7月上旬）

iii 広報誌「社協だより」の発行

- ・年に3回発行、発行部数12,200部

②福祉教育・ボランティア事業

i 福祉教育実践校事業

- ・町内小中5校に助成金を交付し、福祉教育活動を推進する。

ii ボランティア支援

- ・社協に登録しているボランティアに対し、ボランティア保険の加入（350人予定）

③歳末たすけあい運動

- ・「つながりささえあうみんなの地域づくり」をスローガンに、年末に対象者へ援護金を贈呈する。

(6) いきいきサロン事業（清水町受託事業）

- ・おおむね60歳以上の方々を対象に地区の公民館を利用し、地域での仲間づくりや介護予防を目的に実施する。

2 介護保険事業

(1) 訪問介護事業（経営事業）

- ・要介護者、要支援者が自立したその有する能力に応じて日常生活を営むことができるよう、自宅にて生活全般にわたる支援を行う。

(2) 居宅介護支援事業（経営事業）

- ・要介護者、要支援者の心身の状況や希望と生活環境を考慮した中で居宅サービス計画を作成し、本人及び家族の生活支援を行う。

(3) 地域包括支援センター（清水町受託事業）

①高齢者総合相談

- ・実態把握に努め、潜在化しているニーズを発見し、保有している社会資源（介護保険事業所、宅配弁当などの民間サービス）を相談者に紹介する。
- ・多問題に対応できるようチーム対応を推進する。

②権利擁護事業

- ・成年後見制度の相談に対応する。
- ・高齢者虐待防止のため、高齢者虐待防止個別ケース会議を開催し、対応を協議した上で必要な措置を講じる。
- ・消費者被害の相談に対応する。

③包括的継続的ケアマネジメント

- ・地域包括ケア会議を開催し、関係機関との連携体制を強化する。
- ・ケアマネジャーを支援する。
- ④介護予防ケアマネジメント
 - ・要支援者の心身の状況や希望と生活環境を考慮した中で居宅サービス計画を作成し、本人及び家族の生活支援を行う。
- ⑤在宅介護者のつどい
 - ・在宅介護者のつどいを開催し、介護者同士の交流・リフレッシュ、介護技術の習得を図る。

3 老人福祉センター

- (1) 福祉センター管理事業（清水町指定管理事業）平成 27 年度～5 年間
 - ・老人福祉センター、地域福祉センター、柿田川作業所の機能を併せ持つ施設として、会議室等の貸館やその機能が活かされるような施設管理を実施する。特に、平成 28 年度に行われた大規模改修工事により、お風呂やデイサービスを廃止したため、それに替わる事業（居場所事業等）を軌道に乗せる。

4 児童事業

- (1) 放課後児童教室（清水町受託事業）
 - ・町内 3 小学校において、放課後及び土曜日、長期休みに保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、健康管理や安全確保、遊びや見守り等の支援を行う事業を実施する。

5 柿田川作業所

- (1) 就労支援 B 型事業（経営事業）
 - ・通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を「個別支援計画」に沿って実施する。
 - i 就労意欲や自信を高めるために作業収益と工賃の向上を図り、施設外就労も積極的に行う。
 - ii 清潔で安全な作業環境を心がける。
 - iii 地域に開かれた事業所づくりに心がけ、地域イベントへの参加やボランティア等の受け入れを積極的に行う。
- (2) 障害者相談支援事業（清水町受託事業）
 - ①障害者（児）等からの一般的な相談支援
 - ・障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会に参加し、中立・公平な相談事業の実施や地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善を推進する。
 - ②障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）
 - ・サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。
 - i 「サービス等利用計画」の作成

- ii モニタリング（サービス等利用計画の見直し）
- iii サービス担当者会議の開催等

(3) 地域活動支援センター（清水町受託事業）

- ・ 障害者等に対し創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を実施する。

- i 町の実状に応じた憩いの場の提供
- ii 日常生活支援プログラム
- iii 就労支援プログラム